

令和7年
第3回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和7年第3回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(防災対策)

先ず、防災対策についてであります。

去る7月30日、カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の地震により、同日の午前9時40分、三重県南部に津波警報が発表され、直ちに、防災行政無線で避難指示を発令いたしました。

避難者数は、避難所9カ所においてピーク時には275人を数え、またそれ以外にも、中村山や桜茶屋避難広場、高台の店舗の駐車場などに、多くの方が避難しておりました。

幸いにも、被害はございませんでしたが、もし津波警報で予想される最大3mの津波が襲来していた場合には、甚大な被害が発生していたものと考えられます。

台風も含め、これらの自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に活かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自ら身の安全を守る「自助」とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う「共助」の取り組みを、更に推し進めていくことが重要であります。

このことを踏まえ、本市といたしましては、10月19日には、多くの自主防災会、自治会や消防団が協力し、本市全域被災者ゼロを目指す「尾鷲市総合防災訓練」を、全市民参加型で実施いたします。

市民の皆さまには、暑い時期、寒い時期などを想定した自宅での備蓄品の見直しや、高台までの複数の避難経路の確認など、一人ひとりが実施可能な取り組みも含めて、積極的な参加をお願い申し上げます。

（商工観光関係イベント）

次に、商工観光関係のイベントについてであります。

8月2日に開催いたしました「第72回おわせ港まつり」につきましては、開催直前に津波警報が発表され、その影響を考慮し、開催の延期も含め関係者との協議を進めてまいりましたが、当日30日に津波警報が、そして翌31日には津波注意報がそれぞれ解除されたことを受け、会場での準備を再開し、予定どおり開催することができました。

当日は、晴天にも恵まれ、同時開催の「イタダキ市」や、今回初めての開催となる夕刻からの「夜のイタダキ市」、そして、昨年度の「尾鷲節パレード」に替わる、来場者参加型の盆踊り形式での「尾鷲節踊り」をはじめとする「ステージイベント」も大いに賑わいを見せました。

また、メインとなる海上大花火では、爆音とともに満天の夜空に大輪の花が咲き、本市では初めての試みとなった、カウントダウンでの「彩色千輪さいしよくせんりん」の打上げも、会場全体が一体となり、ご来場いただきました皆さまに、大変喜んでいただいたものと感じております。

全国各地で花火大会の中止が増えている中で、今大会を無事開催出来ましたのも、ひとえに、市民の皆さま、市内外の企業・事業者の皆さまからのご協賛と、「おわせ港まつり実行委員会」をはじめとする、多くの皆さまのご尽力とご協力によるものであります。

改めて、皆さまに敬意を表するとともに、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

（ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、「ご寄附を頂いた皆さまの納得感や達成感が本市への信頼や共感を生む」ことを旗じるしに、返礼品の魅力、きめ細やかな対応、寄附金の使い道の丁寧な報告など、皆さまから継続的にご支援を得る取り組みを推進しております。

その結果、令和6年度におきましても、3年連続で寄附金額5億円を突破し、41,757人もの皆さまから、総額5億6,155万円のご寄附を頂く事ができました。

寄附額が増額した要因は沢山ありますが、なかでも事業者の皆さまのご協力による、様々な返礼品の新規開発や地場産品のブラッシュアップ、ご寄附を頂いた皆さまへの丁寧なアプローチを行うことにより、この尾鷲の魅力が皆さまに深く伝わったものであると確信しております。

また昨年11月より、現地型ふるさと応援納税をスタートいたしました。

本取り組みは、インターネット上での返礼品、いわゆる「モノ」を選ぶ従来のサービスとは異なり、本市を訪れて「宿泊」「飲食」「レジャー」などの体験、つまり「コト」をお礼の品にできる現地提供型のふるさと納税であります。

現在、宿泊施設・飲食店を中心に110店舗を超える登録があり、共通の電子クーポンにより、各店舗において簡単にご寄附を受けられることから、登録店舗を更に増加させ、尾鷲の魅力を十分お伝えし、市内経済の活性化を図って参ります。

また、ふるさと納税は、地域における課題の解決や、新たにチャレンジする機会の創出により、関係・交流人口を拡大し、地域の未来をより良いものに変えることができる制度だと私は考えております。

本市では、「関係人口創出ツール」の一つとして「ふるさと納税から繋がる関係人口づくり」に、鋭意務めております。

特に、先月開催した「尾鷲市ふるさと納税感謝企画 港まつりへ行こう」では、ご寄付頂いた700名の方々を「おわせ港まつり」にご招待し、迫力ある花火の観覧はもとより、尾鷲の文化を知っていただく企画として、本市でも伝統的な風習の餅まきの由来を説明し、紅白餅をプレゼントいたしました。

この趣向を凝らした試みは、皆さま方から大変ご好評をいただいたところでもあります。

このような取り組みを通じて、ふるさと納税事業を更に成長させていくとともに、関係人口の創出を力強く推進してまいります。

(スポーツ・生涯学習施設等整備の推進)

次に、スポーツ・生涯学習施設等整備の推進についてであります。

体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備事業につきましては、設計業務委託において完成した図面に、本年第2回定例会行政常任委員会において委員の皆さまからいただいたご意見等を反映した最終図面を、8月の行政常任委員会において報告させていただきました。

本定例会においては、工事に係る予算を計上しており、令和8年度中の完成に向けて整備を進めてまいります。

また、現図書館の移転に伴う中央公民館2階に開設する「こどものリビングルーム」整備につきましても、新図書館のコンセプトである、市民の皆さまが常にくつろげる「尾鷲市のリビングルーム」と対をなすものとして、本年5月から6月にかけて実施したアンケート調査結果の内容を反映させ、子どもと子育て世帯の居場所を整備すべく、中央公民館の耐震・長寿命化工事と並行しながら、令和8年度中の完成を目指し、設計業務委託に係る予算を計上しております。

更に、国市浜公園整備事業につきましては、令和8年度からの新野球場オープンに向けて、野球場建設工事及び周辺整備と避難経路の確保等について、中部電力株式会社様の南門橋梁建設との調整を図りつつ、鋭意進めているところであります。

市民の皆さまのスポーツ活動・健康づくりや生涯学習の充実、子育て支援などを推進するため、安全かつ安心して活動が続けられる、より快適な環境整備とあらゆる世代の居場所づくりを、実際に形にして実現させ、豊かな人生づくりにつながる拠点整備を着実に進めてまいります。

(財政状況について)

次に、本市の財政状況についてであります。

令和6年度決算においては、市税収入が定額減税の影響等により前年度比7,110万7千円の減少となったものの、その補てんとして、地方特例交付金で5,899万8千円が措置されたほか、地方交付税が3,743万5千円の増加となりました。

また、ふるさと応援寄附金が3,109万2千円増加の5億6,155万円と、前年度に引き続き、多くの皆さまから本市に対する温かいご支援をいただくことが出来ました。

このようなことから、令和6年度末の財政調整基金残高は、前年度比9,352万8千円増加の25億7,910万4千円となり、本格化する大型事業への備え、そして健全な財政運営を継続していくための一定の基金造成が図れたものと考えております。

今後、公債費及び地方債残高については、借入額の増加に伴い、一時的に増加する見込みではありますが、国県補助金や有利な地方債の確保になお一層力を注ぎ、一般財源の負担を出来る限り抑えてまいります。

なお、後ほど報告いたします健全化判断比率においては、将来負担比率が前年度より改善しているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、人件費の増加や物価高騰の影響を受け、前年度の94.3%から97.2%へと悪化しており、依然として国の制度や財政支援に大きく左右される依存体質である点に変わりはありません。

このような財政状況をしっかりと認識した上で、引き続き他の財源をも確保しつつ、歳入の増加と歳出の更なる効率化を図り、財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第50号から報告第13号までの16件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の新規制定議案が1件、条例の一部改正議案が5件、補正予算及び決算関係の議案が6件、その他の議案が2件の合計14議案及び報告が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設された「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、設備や運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

11ページをご覧ください。

議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、ポスター及びビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13ページの議案第52号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」につきましては、犯罪被害者に対し深刻な問題となり得る経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、15ページの議案第53号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に対応する事を目的に、国家公務員に準じて仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、18ページの議案第54号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、21ページの議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が、給水装置の工事を行うことができるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、23ページの議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から、25ページの議案第58号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの3議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で7億3,412万1千円、国民健康保険事業会計で5,581万8千円、後期高齢者医療事業会計で1,475万5千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を221億7,019万3千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款、地方特例交付金66万1千円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款、地方交付税8,716万1千円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものであります。

14款、国庫支出金2億134万1千円の減額は、国市浜公園野球場整備に対する社会資本整備総合交付金3億164万5千円の減額、及び津波避難タワー整備に対する防災・安全交付金1億200万円の追加が主なものであります。

15款、県支出金2,894万5千円の増額は、津波避難タワー整備等に対する、いのちを守る防災・減災総合補助金2,728万6千円の追加が主なものであります。

17款、寄附金1,030万円の増額は、藻類養殖試験事業に対する地方創生応援寄附金1,000万円の追加が主なものであります。

18款、繰入金3,690万9千円の減額は、国市浜公園整備等基金繰入金4,277万円の減額のほか、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金165万3千円の増額、及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から246万1千円、後期高齢者医療事業会計から174万7千円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款、繰越金3億2,160万4千円の増額は、令和6年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入200万円の増額は、地域防災組織育成助成事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金200万円の追加であります。

21款、市債5億2,170万円の増額は、過疎債の配分額決定等に伴い市債充当額を調整するもので、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債を3,130万円、多目的スポーツフィールド整備事業債を3億4,490万円、それぞれ増額するほか、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に対する社会教育施設等整備事業債1億350万円、津波避難タワー整備事業債2,290万円のそれぞれ追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

総務費の一般管理費は、本市に対し、行政事件訴訟法第3条第5項及び同条第6項に基づく、不作為の違法確認及び義務付け請求事件の訴えが提起されたことから、この抗告訴訟に係る弁護士費用として、報償費38万円を増額するものであります。

財産管理費では、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金2億8,697万2千円、公共施設等基金積立金3,216万1千円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

人権啓発推進費では、犯罪行為によって被害を受けた方やその遺族を支援するため、尾鷲市犯罪被害者等支援金42万5千円を追加するものであります。

防災費では、自主防災組織整備事業で地域防災組織育成助成事業補助金200万円、防災危機管理課維持管理経費でJアラート受信機更新業務委託料266万8千円、防災対策費で三重県防災行政無線設備更新負担金366万3千円、防災施設整備事業で津波避難タワー整備工事請負費1億5,300万円のそれぞれ追加が主なものであります。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム改修業務委託料291万5千円の追加、指定統計調査費では、交付決定に伴う消耗品費88万円の増額が主なものであります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、5ページの老人福祉費では、対象者の増加により老人福祉施設入所者措置費102万4千円を増額するものであります。

農林水産業費は、農地費で、岡野川第一農業用水路清掃・点検調査業務委託料182万円の追加、水産振興費で、企業版ふるさと納税を活用した藻類養殖試験業務委託料1,000万1千円の追加であります。

土木費は、住宅管理費で、市営住宅修繕料 1 4 0 万円の増額、消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 8 6 万円の増額であります。

教育費は、社会教育総務費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託料 4 8 6 万 3 千円、中央公民館こどものリビングルーム設計業務委託料 2 9 5 万 7 千円、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事請負費 1 億円をそれぞれ追加するものであります。

公債費は、前年度の市債借入額とその利率の確定などにより、公債費元金で 7 7 万 5 千円、公債費利子で 8 7 万 7 千円のそれぞれ減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

3 件の追加であります。

資源収集車購入費につきましては、経年劣化による故障に伴い購入する車両が納期まで 2 年近くかかる見込みであることから、債務負担行為を設定するものであります。

次の尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託及び同工事につきましては、契約期間が翌年度にわたることから、債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、5, 5 8 1 万 8 千円を追加し、歳入歳出総額を 2 2 億 2, 7 1 2 万 3 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 4, 6 5 5 万 6 千円の増額、及び国庫支出金で子ども・子育て支援事業費補助金 9 2 6 万 2 千円の追加であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料 9 2 6 万 2 千円の追加、基金積立金で、財政調整基金積立金 1, 9 2 2 万円の増額、諸支出金で、普通交付金と特別交付金の前年度精算金として 2, 4 8 7 万 4 千円の追加、及び事業費等の精算による一般会計繰出金 2 4 6 万 2 千円の増額により、合わせて 2, 7 3 3 万 6 千円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1, 4 7 5 万 5 千円を追加し、歳入歳出総額を 7 億 4, 7 2 5 万 8 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 9 6 2 万 9 千円の増額、及び国庫支出金で子ども・子育て支援事業費補助金 5 1 2 万 6 千円の追加であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料 5 1 2 万 6 千円の追加、広域連合負担金 7 8 8 万 1 千円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金 1 7 4 万 8 千円の増額であります。

以上をもちまして、議案第 5 6 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から議案第 5 8 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 3 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、2 6 ページをご覧ください。

議案第 5 9 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、2 8 ページの議案第 6 1 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 3 議案につきましても、いずれも地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案書の 2 9 ページをご覧ください。

議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」につきましては、予定価格が2000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、会計管理者より、各会計の決算の認定について説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（会計管理者）

それでは、議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、「令和6年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも、予算現額は同額の127億7,663万7千円に対し、歳入決算額は122億9,484万2,420円、予算現額に対する収入率は96.2%であります。

歳出決算額は119億6,645万5,875円で、執行率は93.6%となり、歳入歳出差引残額は、3億2,838万6,545円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では歳入歳出とも、予算現額は同額の22億8,060万6千円に対し、歳入決算額は21億262万4,439円、予算現額に対する収入率は92.1%であります。

歳出決算額は20億5,606万6,455円、執行率は90.1%、歳入歳出差引残額は、4,655万7,984円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は歳入歳出とも、予算現額は同額の7億3,629万4千円に対し、歳入決算額は、7億3,829万2,080円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。

歳出決算額は7億2,866万2,426円、執行率は98.9%、歳入歳出差引残額は、962万9,654円であります。

以上、令和6年度の決算総額は、予算現額157億9,353万7千円に対し、歳入決算額は、151億3,575万8,939円、予算現額に対する収入率は95.8%であります。

歳出決算額は147億5,118万4,756円、執行率は93.4%、歳入歳出差引残額は、3億8,457万4,183円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が678万1千円でございますので、これを差し引いた3億2,160万5,545円が実質収支額となり、令和7年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額678万1千円は、6月20日に提出されました、令和7年第2回臨時会の「報告第8号」にて報告させていただきました、令和6年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額4億4,191万3千円の財源内訳における既収入特定財源及び一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入款別決算額調により、各款別の主なものを説明いたします。

1款市税は、予算現額18億6,196万1千円に対し、調定額は19億9,441万4,587円、収入済額は19億57万4,979円、一般会計収入済額全体（構成比）の15.5%を占めております。

前年度との比較は7,110万6,985円の減少となっており、その主な要因は個人市民税の減収であります。

不納欠損額は292万8,171円、前年度との比較は91万1,016円の増加であります。

収入未済額は9,091万1,437円、前年度との比較は、207万7,911円の増加であり、収納率は95.2%であります。

2款地方譲与税の収入済額は9,740万5千円、前年度との比較は1,410万円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は88万5千円、前年度との比較は17万円の増加であります。

4款配当割交付金の収入済額は2,075万3千円、前年度との比較は639万1千円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は2,874万4千円、前年度との比較は1,301万4千円の増加であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は4,948万円、前年度との比較は402万2千円の増加であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億2,063万4千円、前年度との比較は720万3千円の増加であります。

8款環境性能割交付金の収入済額は859万7千円、前年度との比較は63万8,947円の増加であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は6,706万2千円、前年度との比較は5,854万1千円の増加であります。

10款地方交付税の収入済額は43億7,560万3千円、一般会計収入済額全体の35.6%を占めております。

前年度との比較は3,743万5千円の増加であります。

11款交通安全対策特別交付金の収入済額は102万円、前年度との比較は3万5千円の減少であります。

12款分担金及び負担金の収入済額は1億1,822万6,236円、前年度との比較は5,380万4,643円の増加であります。

収入未済額は160万2,900円、これは保育所入所保護者負担金であります。

13款使用料及び手数料の収入済額は1億742万8,817円、前年度との比較は121万3,589円の減少であります。

不納欠損額は2万3,100円で、し尿処理手数料過年度分であります。

収入未済額は944万5,509円、主なものは市営住宅使用料が884万9,200円、し尿処理手数料が31万2,400円あります。

14款国庫支出金の収入済額は13億7,842万2,229円、前年度との比較は1億5,049万1,419円の減少であります。

これは主に総務費国庫補助金の減少によるものであります。

15款県支出金の収入済額は5億9,978万9,565円、前年度との比較は2,585万370円の増加であります。

これは主に民生費県負担金の増加によるものであります。

次に、7、8ページをご覧ください。

16款財産収入の収入済額は2,059万4,143円、前年度との比較は287万4,833円の減少であります。

これは、主に不動産売払収入の減少によるものであります。

17款寄附金の収入済額は10億1,991万9,416円、前年度との比較は4億4,117万3,916円の増加であります。

これは、教育費寄附金の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は9億8,612万1,678円、前年度との比較は5,146万5,038円の増加であります。

これは、財政調整基金繰入金の増加が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は3億9,241万4,930円で、前年度との比較は7,009万449円の増加であります。

20款諸収入の収入済額は2億786万7,427円、前年度との比較は1億1,552万2,812円の減少であり、雑入としての折橋墓地移転事業に伴う補償金の減少が主な要因であります。

収入未済額は1,541万1,786円、主なものは、生活保護法による返還金が1,511万2,206円あります。

21款市債の収入済額は4億9,330万円、前年度との比較は5,650万円の増加であります。

これは、教育債の増加が主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額 1 2 7 億 7, 6 6 3 万 7 千円に対しまして、調定額 1 2 4 億 1, 5 1 6 万 5, 3 2 3 円、収入済額は 1 2 2 億 9, 4 8 4 万 2, 4 2 0 円、前年度との比較は 4 億 9, 9 1 5 万 4, 7 2 5 円の増加となり、不納欠損額は 2 9 5 万 1, 2 7 1 円、収入未済額は、1 億 1, 7 3 7 万 1, 6 3 2 円、収入未済額の主なものは市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は 9 6. 2 %、調定に対する収入割合は 9 9. 0 %であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額が 5 0 万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の 3 1 ページから 3 6 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、9、10 ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 8, 2 3 4 万 7, 8 3 6 円、前年度との比較は 2 6 6 万 2, 0 6 6 円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬手当等の減少によるものであります。

執行率は 8 6. 8 %であります。

2 款総務費は、支出済額 3 2 億 2, 5 4 0 万 3, 1 5 8 円、前年度との比較は 6 億 7, 5 9 8 万 6, 0 2 7 円の増加であります。

主な要因は、総務管理費における財産管理費及び徴税費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 2, 2 0 1 万円は、津波避難タワー整備事業であります。

執行率は 9 7. 2 %であります。

3 款民生費は、支出済額 3 5 億 2, 6 4 0 万 6, 2 9 1 円、前年度との比較は 1 億 4, 1 9 9 万 7, 7 1 4 円の減少であります。

この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の減少によるものであります。

翌年度繰越額 5, 495 万円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 671 万 8 千円、物価高騰対応生活支援給付金給付事業 4, 823 万 2 千円であります。

執行率は 94.5% であります。

4 款衛生費は、支出済額 16 億 8, 423 万 2, 297 円、前年度との比較は 6, 000 万 632 円の減少であります。

この主な要因は、環境衛生費の減少によるものであります。

執行率は 97.6% であります。

次に、11、12 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 3 億 8, 352 万 6, 061 円、前年度との比較は、7, 196 万 9, 711 円の増加であります。

この主な要因は、林業費における林道開設改良費及び山林事業費の増加によるものであります。

執行率は 97.1% であります。

6 款商工費は、支出済額 1 億 5, 188 万 2, 696 円、前年度との比較は 7, 347 万 8, 656 円の減少であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。

執行率は 90.6% であります。

7 款土木費は、支出済額 3 億 4, 499 万 9, 434 円、前年度との比較は 5, 824 万 5, 915 円の減少であります。

この主な要因は、都市計画費の減少によるものであります。

翌年度繰越額 2, 624 万 3 千円は、橋梁長寿命化修繕事業 86 万 5 千円、急傾斜地崩壊対策事業 1, 757 万 8 千円であります。

執行率は 90.9% であります。

8 款消防費は、支出済額 5 億 4, 908 万 7, 920 円、前年度との比較は 1, 337 万 4, 222 円の増加であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。

執行率は98.5%であります。

9款教育費は、支出済額10億4,161万4,095円、前年度との比較は2億4,535万2,149円の増加であります。

この主な要因は、保健体育費における運動場管理費の増加によるものであります。

翌年度繰越額3億3,871万円は、社会教育施設整備事業2,069万円、多目的スポーツフィールド整備事業3億1,802万円であります。

執行率は72.8%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、不執行であります。

11款公債費は、支出済額9億7,695万6,087円、前年度との比較は1億557万7,316円の減少であります。

執行率は99.9%であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額127億7,663万7千円に対し、支出済額は119億6,645万5,875円で、前年度との比較は5億6,318万3,110円の増加であります。

翌年度繰越額は4億4,191万3千円、不用額は3億6,826万8,125円、執行率は93.6%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を37ページから46ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和6年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

15、16ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

19、20ページは、平成22年度から令和6年度までの国保及び後期高齢などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について説明いたします。

21、22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億893万7千円に対し、調定額は4億186万6,405円、収入済額は3億1,770万6,758円、本特別会計収入済額全体の15.1%を占めております。

前年度との比較は、1,387万6,132円の減少であります。

不納欠損額は597万8,466円、前年度との比較は、362万9,664円の増加であります。

収入未済額は7,818万1,181円、前年度より712万1,424円の減少であり、収納率は79.0%であります。

2款県支出金は、収入済額14億5,670万495円、本特別会計収入済額全体の69.3%を占めております。

前年度との比較は1億7,702万6,627円の減少であります。

この主な要因は、普通交付金の減少によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8千円であります。

4款繰入金は、収入済額2億7,414万6,685円、前年度との比較は4,054万2,176円の増加であります。

この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金4,602万4,172円あります。

6款諸収入は、収入済額389万1,329円、主に、一般被保険者延滞金の収入であります。

前年度との比較は315万8,123円の減少であります。

7款国庫支出金は、収入済額414万7千円であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額22億8,060万6千円に対し、調定額21億8,678万4,086円、収入済額21億262万4,439円、不納欠損額597万8,466円、収入未済額7,818万1,181円であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は92.1%、調定に対する収入割合は96.1%であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,942万6,766円、前年度との比較は497万3,456円の増加であります。

執行率は95.8%であります。

2款保険給付費は、支出済額14億65万571円、支出済額全体の68.1%を占めております。

前年度との比較は1億8,479万5,445円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は86.5%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額4億9,014万150円、前年度との比較は26万2,065円の減少であります。

この主な要因は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金の減少によるものであります。

執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は、不執行であります。

5款保健事業費は、支出済額2,269万7,263円、前年度との比較は265万5,352円の減少であります。

この主な要因は、疾病予防費の減少によるものであります。

執行率は88.7%であります。

6 款基金積立金は、支出済額 5, 330 万 6 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 3, 957 万 3 千円の増加であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 2, 984 万 5, 705 円、前年度との比較は、2, 070 万 2, 112 円の増加であります。

この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。

執行率は 97.5% であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 22 億 8, 060 万 6 千円に対しまして、支出済額は 20 億 5, 606 万 6, 455 円、前年度との比較は 1 億 2, 246 万 4, 411 円の減少であります。

不用額は 2 億 2, 453 万 9, 545 円、執行率は 90.1% であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、47 ページから 50 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、説明いたします。

27、28 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、予算現額 2 億 4, 944 万 4 千円に対し、調定額は 2 億 5, 494 万 8, 946 円、収入済額は 2 億 5, 066 万 2 千 4 百 7 円、本特別会計収入済額全体の 34.0% を占めております。

前年度との比較は 2, 703 万 7, 893 円の増加であります。

この主な要因は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料・現年度分の増加によるものであります。

不納欠損額は15万7,766円、収入未済額は413万933円であり、収納率は98.3%であります。

2款繰入金の収入済額は4億5,601万5,161円、前年度との比較は1,029万9,621円の増加であります。

この主な要因は、保険基盤安定繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は606万383円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は、2,555万6,289円、前年度との比較は1,026万1,035円の減少であります。

この主な要因は、雑入における前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額7億3,629万4千円に対し、調定額は、7億4,258万779円、収入済額は、7億3,829万2,080円、不納欠損額15万7,766円、収入未済額413万933円であります。歳入全体の予算に対する収入割合は100.2%、調定に対する収入割合は99.4%であります。

次に、29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は943万258円、前年度との比較は90万9,754円の増加で、執行率は95.2%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は、6億9,462万4,931円、支出総額の95.3%を占めております。

前年度との比較は3,319万9,982円の増加で、この主な要因は、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の増加によるものであります。

執行率は99.0%であります。

3款諸支出金の支出済額は2,460万7,237円、前年度との比較は1,109万9,571円の減少で、この主な要因は、一般会計繰出金の減少であります。

執行率は97.7%であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額7億3,629万4千円に対しまして、支出済額7億2,866万2,426円、不用額763万1,574円、執行率は98.9%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、51、52ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、令和6年度尾鷲市一般会計及び2つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。

議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「内山 善嗣（うちやま よしつぐ）」氏の任期が、本年10月8日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「内山 善嗣（うちやま よしつぐ）」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

議案書の32ページをご覧ください。

本件につきましては、本市の令和6年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、33ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

次に、議案書の34ページ、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（生涯学習課長）

それでは、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」につきましてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「令和6年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和6年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計22,962人で、前年度と比較して4,142人の増となっております。

次に、5ページには催物別利用状況を記載しております。

次に、6ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

「コンサート、講演会、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや尾鷲中学校文化祭、せぎやま倶楽部の発表会」など、計10事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は3,837万2,404円で、II負債の部では、負債合計が183万5,092円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,653万7,312円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が5,312円、これは基本財産受取利息であります。

②事業収益が543万1,503円で、内訳といたしまして、入場料収益が25万2,800円、刊行物等販売収益が10万993円、これは、自動販売機^{うりさばき}売捌手数料であります。

貸館利用料収益は507万7,710円となっております。

次に、③雑収益が720円、これは来館者のコピー代等で、④管理受託収益4,621万9,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,165万6,535円となり、前年度と比較しますと306万8,764円の増額となります。

増額の主な要因としましては、貸館利用料収益の増額と、物価高騰などの要因により大幅に改定された人事院勧告に伴う給与改定に相当する指定管理料の増額です。

次に、(2)経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、人件費に係るものとして、4名分の職員雇用賃金1,371万2,775円、同じく職員4名分の社会保険事業主負担分である福利厚生費206万9,741円であります。

光熱水費989万1,088円につきましては会館の電気代、水道代、賃借料65万8,066円につきましては、映画上映賃借料等であります。

委託費1,515万1,622円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費、手数料210万1,855円につきましては、浄化槽保守点検・清掃等に係る手数料であります。

事業費計は4,646万1,978円となります。

前年度と比較して増額の主な要因としましては、給与改定に伴う人件費の増額及び自主事業公演委託料等の委託費の増額です。

次に、②管理費をご覧ください。

このうち主なものは、1名分の職員雇用賃金338万4,886円であります。

次のページ、委託費128万8,118円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては5,369万6,865円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、△204万330円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税33万600円を差し引いた、△237万930円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,890万8,242円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,653万7,312円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、令和6年度の公益比率は75.9%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金2,000万円、普通預金767万2,886円及び特定資産の普通預金699万545円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

なお、普通預金のうち、232万7,114円の当期減少額につきましては、指定管理料の算定に一部誤りがあり、過小算定となっていたところに、人事院勧告に伴う人件費増額の要因が加わったことで、一時的に指定管理業務に係る経常経費の捻出が困難となる事態が生じたことから、所定の手続きに則り、基本財産の取り崩しを行ったものでございます。

次に、13ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I 資産の部では、流動資産合計369万8,808円と固定資産合計3,467万3,596円を合わせた資産合計は3,837万2,404円であります。

II 負債の部では、負債合計が183万5,092円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,653万7,312円となります。

次に、15ページには、5月22日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

【降壇】